

会社法と配当課税の見直し

制度調査部

齋藤 純

「会社法」の制定と税制

【要約】

2006年度税制改正では、会社法への対応を目的とする改正が数多く行われた。本稿では、会社法対応の改正の中から、配当課税に関するものを取り上げる。

会社法では、株主に対する金銭の分配(従来の利益の配当、資本及び準備金の減少に伴う払戻しなど)は「剰余金の配当」として整理されたほか、配当に係る回数制限の撤廃などが行われた。改正税法では、こうした会社法の規定に対応する改正が行われている。

会社法上の「剰余金の配当」と税法上の「配当所得」

会社法では、従来の利益の配当、中間配当、資本及び準備金の減少に伴う払戻しといった、株主に対する金銭の分配がすべて「剰余金の配当」として整理された。このため、会社法上、「剰余金の配当」には、利益の分配も資本の払戻しも含まれることとなる。

一方、改正前の所得税法では、未処分利益からの配当もその他資本剰余金を原資とする配当も「配当所得」として扱っていたが、会社法の規定に対応し、その原資に応じて配当所得又は資本の払戻しとして取り扱うこととなった。

新所得税法では、従来の一般的な配当所得であった「利益の配当」は「剰余金の配当」となり、「剰余金の配当」の中でもその性格が資本の払戻しと考えられる「資本剰余金の額の減少に伴うもの」は配当所得から除外されている(図表参照)。

図表 新旧所得税法における「配当所得」の比較

旧所得税法における「配当所得」	新所得税法における「配当所得」
利益の配当	剰余金の配当(株式又は出資に係るものに限るものとし、資本剰余金の額の減少に伴うもの及び分割型分割によるものを除く) 利益の配当(資産の流動化に関する法律第十五条第一項(中間配当)に規定する金銭の分配を含むものとし、分割型分割によるものを除く)
剰余金の分配(出資に係るものに限る)	剰余金の分配(出資に係るものに限る)
基金利息(保険業法第五十五条第一項(基金利息の支払等の制限)に規定する基金利息をいう)	基金利息(保険業法第五十五条第一項(基金利息の支払等の制限)に規定する基金利息をいう)
投資信託(公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く)及び特定目的信託の収益の分配	投資信託(公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く)及び特定目的信託の収益の分配

この改正は、原則として、配当の支払に係る基準日が2006年5月1日以後であるものについて適用される。

非上場株式等に係る申告不要の対象となる金額基準の見直し

改正前の租税特別措置法では、非上場株式等の配当及び大口株主等¹が受ける上場株式等の配当については、1銘柄1回あたりの配当金額が5万円(配当の計算期間が1年以上の場合は10万円)以下の場合に、いわゆる申告不要²を選択することが可能とされていた。

会社法では、配当に係る回数制限が廃止され、分配可能額の範囲内で行う限りにおいては事業年度中何度でも剰余金の配当を行うことができるようになった。この結果、非上場株式等の配当に関して申告不要を選択できる金額は、配当の回数制限の撤廃に対応して、次の算式により計算することとなった。

$$10 \text{ 万円} \times \frac{\text{配当の計算期間(直前の配当に関する基準日の翌日から今回の配当に関する基準日までの期間)の月数}}{12}$$

上記算式の月数は暦に従って計算し、12月を超える場合は12月、1月に満たない端数が生じた場合は1月とする。

仮に、配当の計算期間が6ヶ月であるとすれば、上記算式による計算結果は5万円となる。つまり、申告不要を選択できる金額の計算方法は変わったものの、これまでの水準(5万円又は10万円)は実質的に維持されていると言える。

この改正は、配当の支払に係る基準日が2006年5月1日以後であるものについて適用される。

大口株主等の判定日の見直し

現在、上場株式等の配当に関しては、源泉徴収税率が20%から10%に引き下げられるとともに、金額の制限なく申告不要を選択することが認められている。

これに対し、大口株主等が受け取る配当については、その配当が上場株式等の配当であっても、10%の軽減税率の適用は受けられず、また、申告不要を選択できる範囲も制限される(上記「非上場株式等に係る申告不要の対象となる金額基準の見直し」を参照)。

大口株主等に該当するか否かの判定は、改正前の租税特別措置法では、「その配当に係る事業年度の終了日」に行うこととされていたが、会社法により配当の回数制限が廃止されたことから見直しが行われた。新租税特別措置法では、「配当等の支払いに係る基準日」において大口株主等の判定を行うこととされている。

なお、ここでいう「基準日」とは、配当を受けることができる株主を特定するために、会社法に基づき会社が定める一定の日のことである。配当の基準日であれば、一般的に、事業年度末が基準日となることが多いと思われる。

この改正は、配当の支払に係る基準日が2006年5月1日以後であるものについて適用される。

¹ 発行済株式総数の5%以上に相当する数の株式を保有している株主を指す。

² 確定申告の対象に含めないことができる制度。申告不要を選択した場合には、源泉徴収のみで課税関係が完了することとなる。